

法律の改正により
平成26年1月から

個人で事業や不動産貸付等を行う

全ての方は 記帳と帳簿等の保存 が

必要になります！！

記帳・帳簿等の保存制度



※ 対象となる方は、事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行う全ての方です。

〔 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象の方は、白色申告の方のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える方です。 〕

※ 所得税の申告の必要がない方も、記帳・帳簿等の保存制度の対象となります。

記帳説明会のご案内

税務署では、新たに記帳を行う方や記帳の仕方がわからない方のために、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「**記帳説明会**」を実施しています。

記帳・帳簿等の保存制度の詳細や記帳説明会等のご案内については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署までお問い合わせください。



国税局・税務署